

一般廃棄物処理計画

令和7年4月

杵築市

目次

第1章	計画の基本的事項	P1
	1. 計画策定の背景・目的		
	2. 計画の基本方針		
	3. 計画の対象となる区域		
	4. 計画の対象となる廃棄物		
	5. 計画期間		
	6. 関連計画		
第2章	杵築市の一般廃棄物処理に関すること	P5
	1. 杵築市のごみ収集について		
	2. 藤ヶ谷清掃センターの概要		
	3. 杵築市のごみ排出量推移		
第3章	杵築市の資源ごみ収集について	P11
	1. ペットボトル、資源びん		
	2. 古紙、古布		
	3. 缶類、リターナブルビン		
第4章	計画の目標	P13
	1. もやすごみ・もやさないごみ・粗大ごみ		
	2. 資源ごみ		
第5章	検討事項	P14
	1. もやすごみの減量化について		
	2. 資源ごみの分別徹底について		
	3. もやさないごみの減量化について		
第6章	その他一般廃棄物の処理に関すること	P15
	1. し尿に関すること		
	2. 事業系ごみについて		
	3. 不法投棄に関すること		
	4. 野焼きに関すること		
	5. 食品ロスに関すること		

第1節 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的

私たちの利便性に富んだ豊かな暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、様々な環境問題を引き起こしています。そのため、国では各種リサイクル関係の法整備が進められ、3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を基本とした、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の減量化・資源化を推進し、資源が効率よく循環する、環境負荷の軽減に向けた持続可能な循環型社会の構築が推進されてきました。

このような状況をふまえ、杵築市(以下「本市」という)では、平成20年7月に「3R(Reduce:発生抑制・Reuse:再使用・Recycle:再生利用)の推進」、「市民への意識啓発」、「コストの削減」、「城下町杵築市の景観維持」の4項目を基本方針とし、一般廃棄物処理計画(以下「本計画」という)を策定し、平成25年7月に見直しを行い、ごみの適正処理及び減量化並びに資源化を促進してきました。

また、令和6年度に策定した第3次杵築市総合計画では、3Rに「Refuse:断る/発生回避」を加えた4Rの促進を図ることとしています。

平成27年に国連で「持続可能な開発目標(SDGs/貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成するための世界的な目標)」が採択されました。

日本ではSDGsを受け、令和元年5月、「食品ロス削減推進法」が公布され食べきれず廃棄される食品を減らす動きが本格化し始めています。また、SDGsやアジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、同じく令和元年5月に日本政府は「プラスチック資源循環戦略」を採択し、プラスチックによる資源・環境両面の課題を解決するとともに、新たな成長の源泉とする動きが強まっています。

本計画の見直しから5年以上が経過し、また、こうした国の動向及び本市における一般廃棄物処理の現状や新たな課題等を踏まえ、改めて計画を策定します。

**【参考】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)」の一部抜粋
(一般廃棄物処理計画)**

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 計画の基本方針

- ① 4 R（Reduce：発生抑制・Reuse：再使用・Recycle：再生利用・Refues：断る）の推進
 - （1） 4 Rの中でも特に発生抑制を重視し、過剰包装の抑制・詰め替え商品、マイバック運動を推進します。
 - （2） 発生抑制・再生利用の立場から、生ごみ処理機の普及を推進します。
 - （3） 分別の徹底を図り、資源物は再使用・再生利用をします。

- ②市民への意識啓発
 - （1） 市報やケーブルテレビ、出前講座等によるごみの分別やリサイクルに対する学習活動を行います。
 - （2） おおいたうつくし作戦等のイベントに賛同し、参加を呼びかけます。
 - （3） 市・市民・事業者の連携を強化し共通の認識を持つよう努めます。
 - （4） 市民に対し、環境行政に対する情報を随時公開します。

- ③コストの削減
 - （1） 常にコストを意識し、効率的・合理的な運営を行います。

- ④景観維持
 - （1） ボランティア運動を支持し、杵築市アダプトプログラム制度やボランティア袋の交付等の制度を用い支援をします。
 - （2） パトロールや看板の貸出を行い、不法投棄の防止に努めます。

3. 計画の対象となる区域

計画の対象区域については、杵築市内全域を対象とします。

4. 計画の対象となる廃棄物

計画の対象となる廃棄物は、本市より排出される「一般廃棄物」です。本計画では、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2区分とします。

【用語の定義】

◎「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。廃掃法第2条2において定められています。

◎「収集ごみ（以下「収集」という）」とは、本市が収集運搬を委託している業者がごみ集積場から収集したごみで、家庭系ごみです。廃掃法第2条の4において定められています。

◎「直接搬入ごみ（以下「直接」という）」とは、個人または、事業所が直接処理施設へ搬入するごみで、事業系一般廃棄物です。事業系一般廃棄物については、「廃掃法」第3条、において定められています。

5. 計画の期間

始期を令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

令和6年度を中間目標年度とし、見直しを行います。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
内容・計画期間	← 計画期間 →									
					▲ 中間 目標 年度					▲ 計画 目標 年度

6. 関連計画

- (1) 杵築市総合計画
- (2) 杵築市環境基本計画
- (3) 杵築市災害廃棄物処理計画

第2章 杵築市の一般廃棄物の処理に関すること

1. 杵築市のごみ収集について

(1) ごみの収集、運搬、処理

各家庭より排出されたごみは、杵築市一般廃棄物収集運搬委託業者の各地区担当業者（以下「委託業者」という）が収集し、別府市・杵築市・日出町で運営を行っている別杵速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センターに搬入しています。

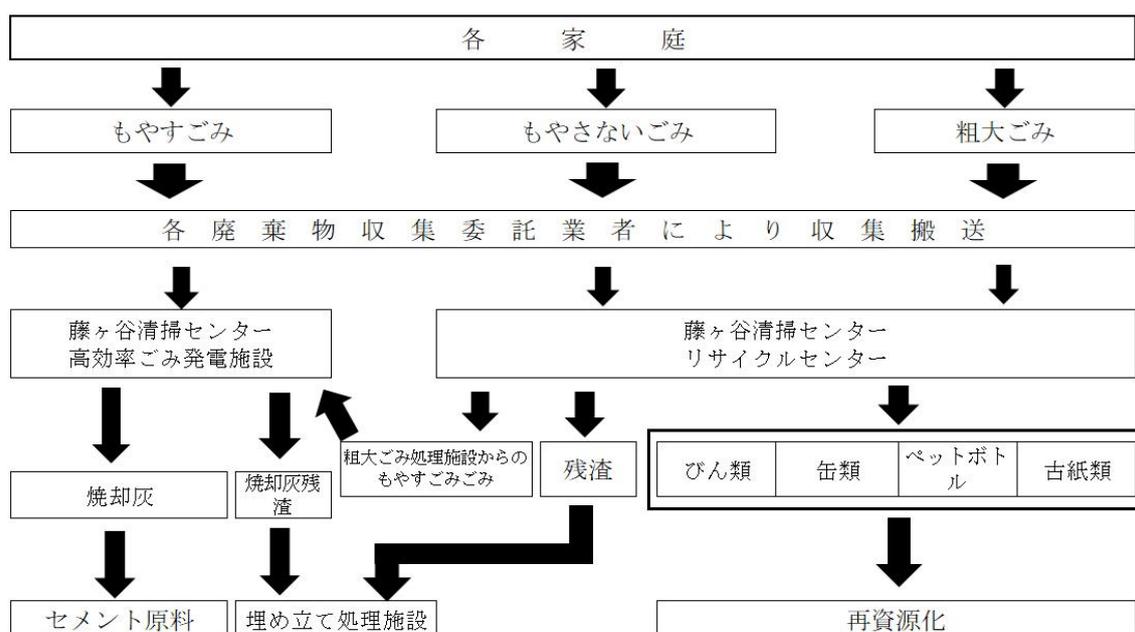
もやすごみは、ごみ焼却施設で処理を行います。また、もやさないごみ・粗大ごみは、粗大ごみ処理施設及び資源化施設で処理を行います。

もやさないごみ及び粗大ごみについては、もやすごみ・もやさないごみ残渣・資源物に再分類し、再分類後のもやすごみは焼却施設で処理を行い、もやさないごみ残渣については焼却灰残差とともに埋め立て処理を行います。資源物については、リサイクル業者に引き渡し再資源化を図ります。

焼却後の焼却灰については、70%以上がセメント原料として再使用され、残渣は埋め立て処分施設で処理を行います。

分類された資源物については、資源回収業者に引き取られ再資源化されます。

【体系図】



【杵築市の各指定ごみ袋等の処理手数料】

種類	もやすごみ袋		もやさないごみ袋		資源ごみ袋		粗大ごみ収集 運搬シール
	大	小	大	小	大	小	
手数料(円)	210				100		300
容量(ℓ)	45ℓ相当	20ℓ相当	45ℓ相当	20ℓ相当	45ℓ相当	20ℓ相当	—
枚数	10枚	20枚	10枚	20枚	10枚	20枚	1

【各地域のごみの収集回数】

	もやすごみ	もやさないごみ	資源ごみ	資源びん	危険ごみ	粗大ごみ
杵築地区	週2回	月1回	月2回	月1回	月1回	毎月10日までの 受付制
山香地区						
大田地区						

【収集方式】

	もやすごみ	もやさないごみ	資源ごみ	危険ごみ	粗大ごみ
杵築全地区	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	個別収集制

2. 藤ヶ谷清掃センター概要

【熱回収施設（ごみ焼却施設）】

名称	藤ヶ谷清掃センター（高効率発電施設）	
所在地	大分県別府市大字平道字藤ヶ谷次の 333-3	
施設規模及び形式	処理能力	235t/日（117.5t/日×2炉）
	受入供給施設	ピットアンドクレーン
	焼却施設	ストーカ式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー
	排ガス処理施設	無触媒脱硝＋ろ過式集じん機＋触媒脱硝
	発電設備	蒸気タービン発電機（4,000kw）
	通風設備	平衡通風機
	灰処理設備	（焼却灰）セメント材料としてリサイクル
		（飛灰）薬剤安定化処理
	給水設備	井水、再利用水
	排水処理設備	場内循環利用によるクローズド方式
	電気設備	特別高圧受電
	計装制御設備	分散型制御システム

【リサイクルセンター（粗大ごみ等処理施設）】

名称	藤ヶ谷清掃センター（リサイクルセンター）	
所在地	大分県別府市大字平道字藤ヶ谷次の 333-3	
施設規模及び形式	形式	破碎、磁力選別、アルミ選別
	処理能力	25t/日
	運転方式	1日5時間運転
	施設構成	受入供給、破碎、搬送、選別、貯留、搬出 集じんなど
	処理対象	もやさないごみ（不燃ごみ）、粗大ごみ
	主要施設	一次破碎、二次破碎、磁選機、アルミ選別機

【埋立処分場の概要】

名称	藤ヶ谷清掃センター埋立処分地施設
所在地	大分県別府市大字平道字藤ヶ谷次の 333-3
埋立対象	焼却飛灰
埋立開始年月（開設年月）	昭和53年9月
埋立地面積	24,636㎡
全体容量	397,120㎡
残余容量	13285 立方メートル（H30年3月現在）
埋立工法	サンドイッチ工法
遮水工	不透水性地層
浸出水処理施設	生物科学的処理及び物理化学的処理
浸出水処理方式	雨水取水設備

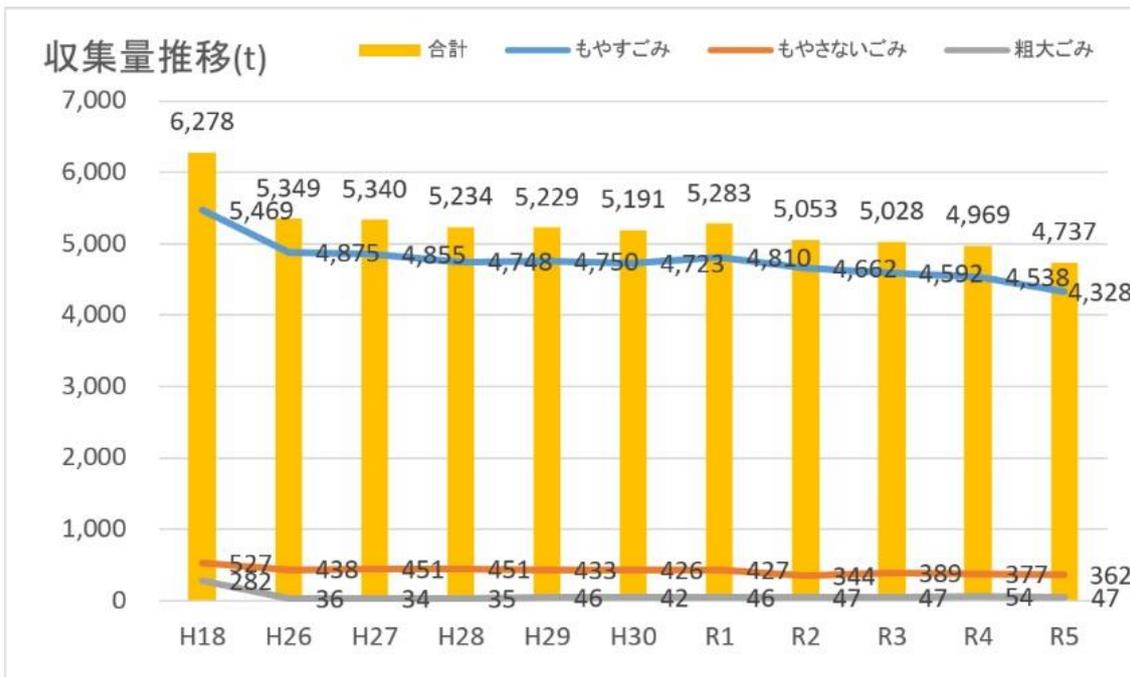
3. 杵築市のごみ排出量の推移（以下1t未満は、四捨五入しています）

ごみの排出量は、コロナ禍の影響もあり、平成30年度から令和3年度まで高止まりしましたが、令和4年度から徐々に下がり始め、令和5年度には、目標数値に近い量となっています。

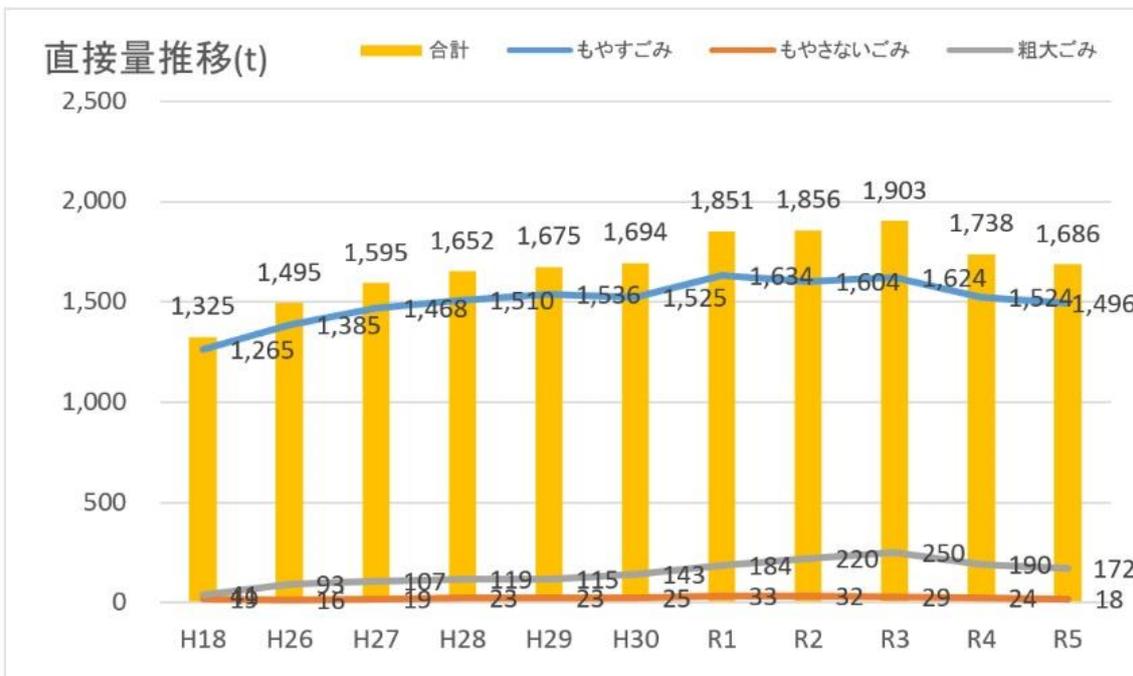
今後の経過を見守る必要がありますが、今後も計画通りの数値となるよう、努力を続ける必要があります。

(1) 収集

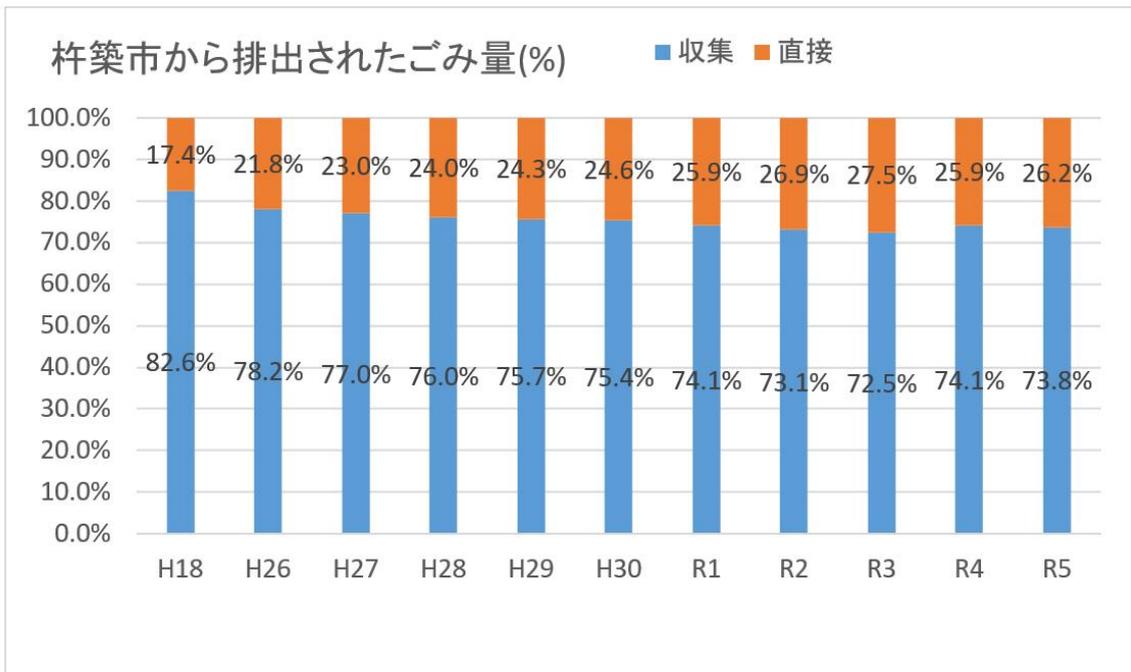
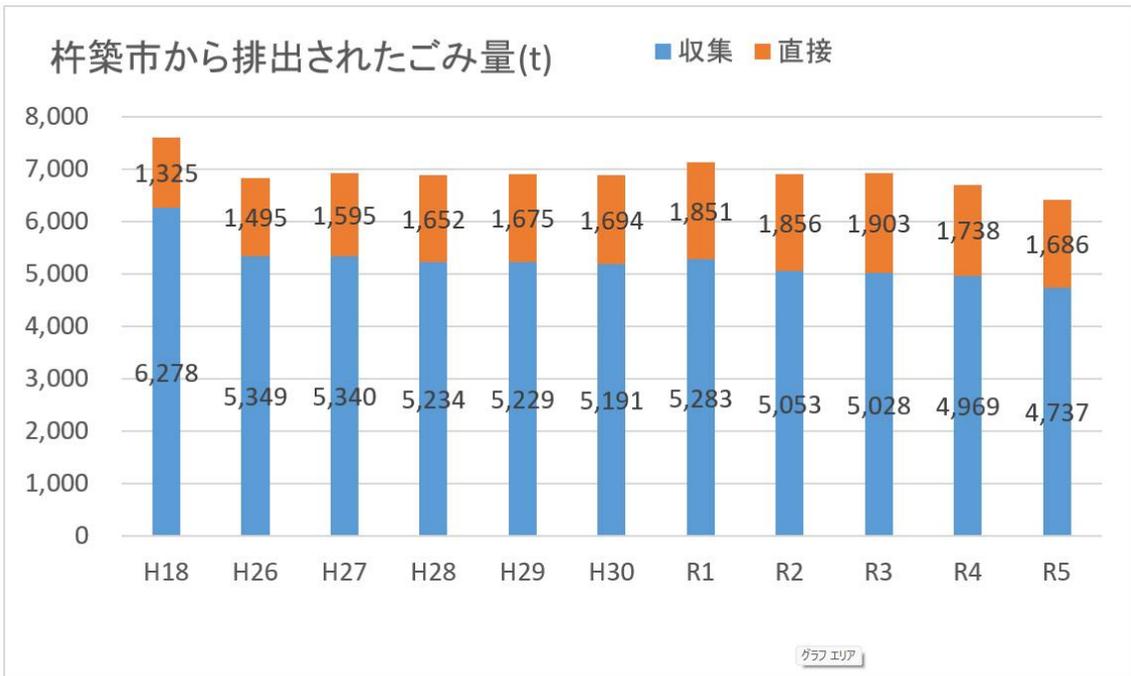
(藤ヶ谷清掃センター実績報告より)



(2) 直接



(3) 杵築市から排出されたごみ量（収集＋直接）の状況



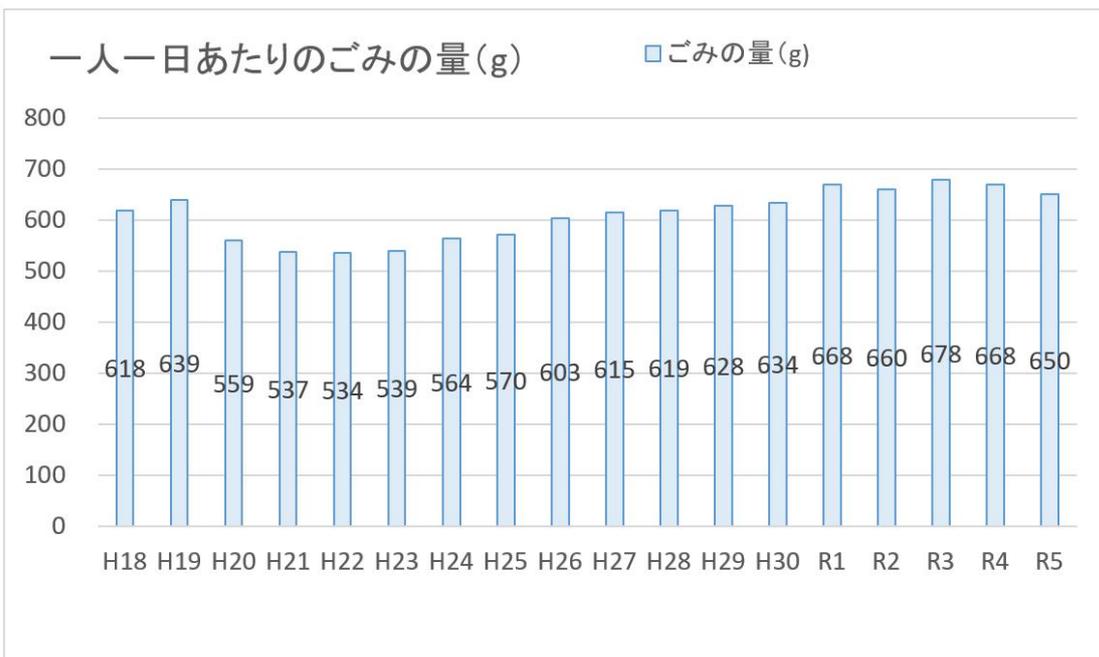
(4) 平成25年一般廃棄物処理計画（以下「前計画」という）との比較



(5) 目標量との乖離について

年度ごと目標量との差(t)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	-15	333	438	403	435	429	692	480	516	305	35

(6) 一人一日あたりのごみ排出量推移（一人 g/人・日）



第3章 杵築市の資源ごみ収集について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容リ法」という)に従い、ごみの減量化及び再資源化・再使用を目的に下記の取組を行っています。

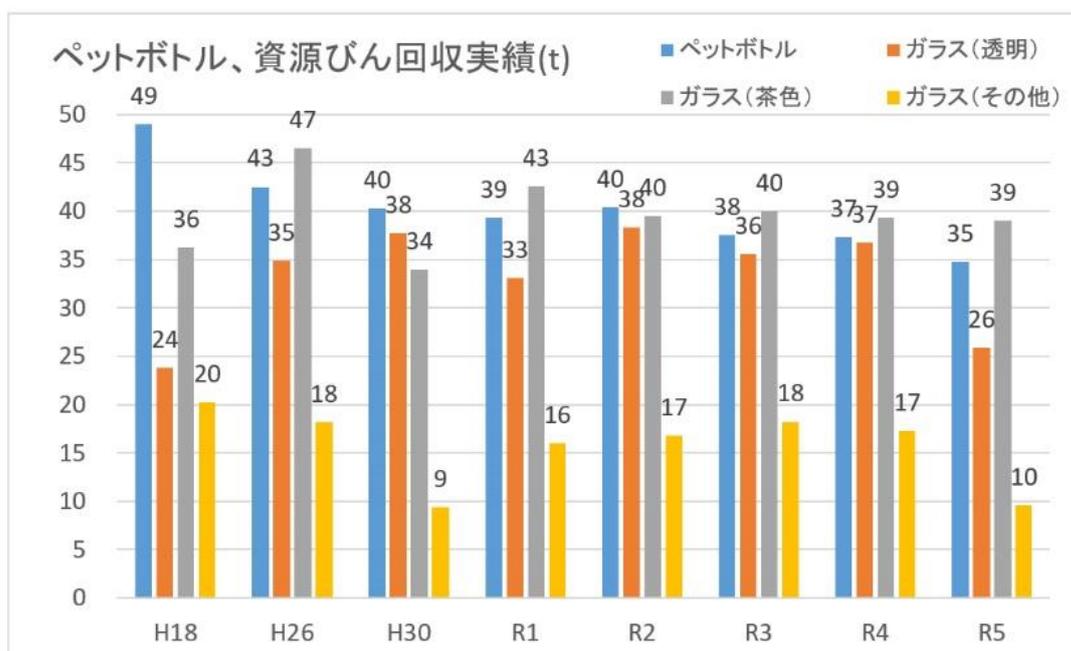
以下合併直後の平成18年度・平成26年度・平成30年度と直近5年間の比較を行っています。

新聞紙の減少率が高くなっていますが、この数字はあくまで市の回収によるものであり、原因としては民間会社の収集が増えていることが考えられます。このため、必ずしも資源化率が下がったとは言えません。

また、アルミ缶やスチール缶については、令和3年頃から取引価格が上昇しており、こちらも民間の回収が増えています。

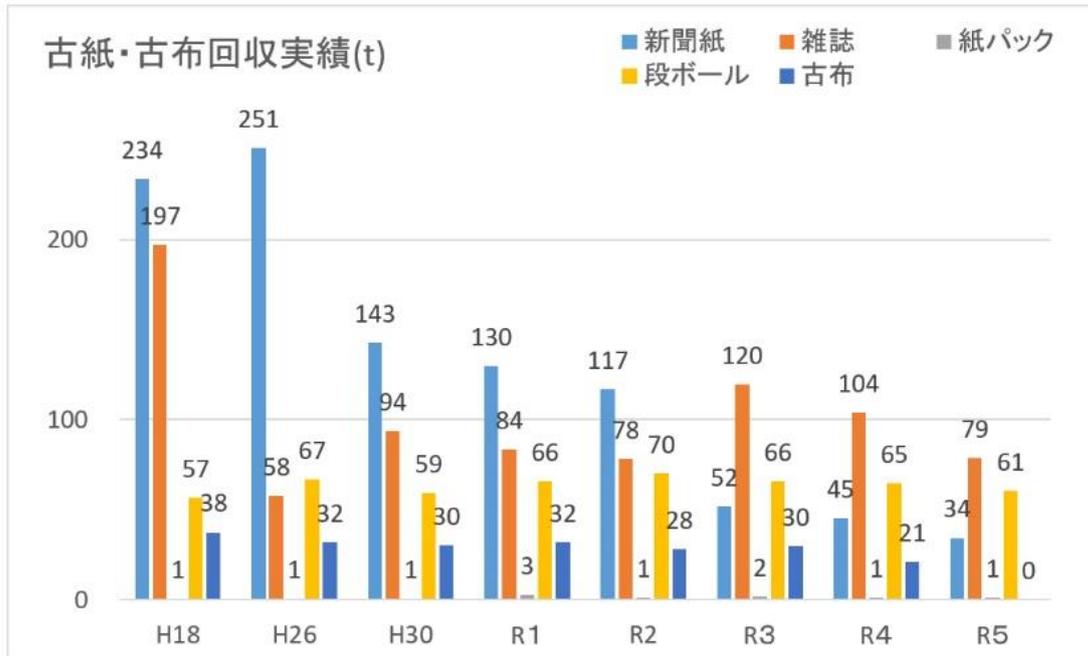
(1) ペットボトル・資源びん(t) (以下1t未満は、四捨五入)

平成24年度から日本容器リサイクル協会(以下「容リ協」という)へ引渡しを行い再生されます。



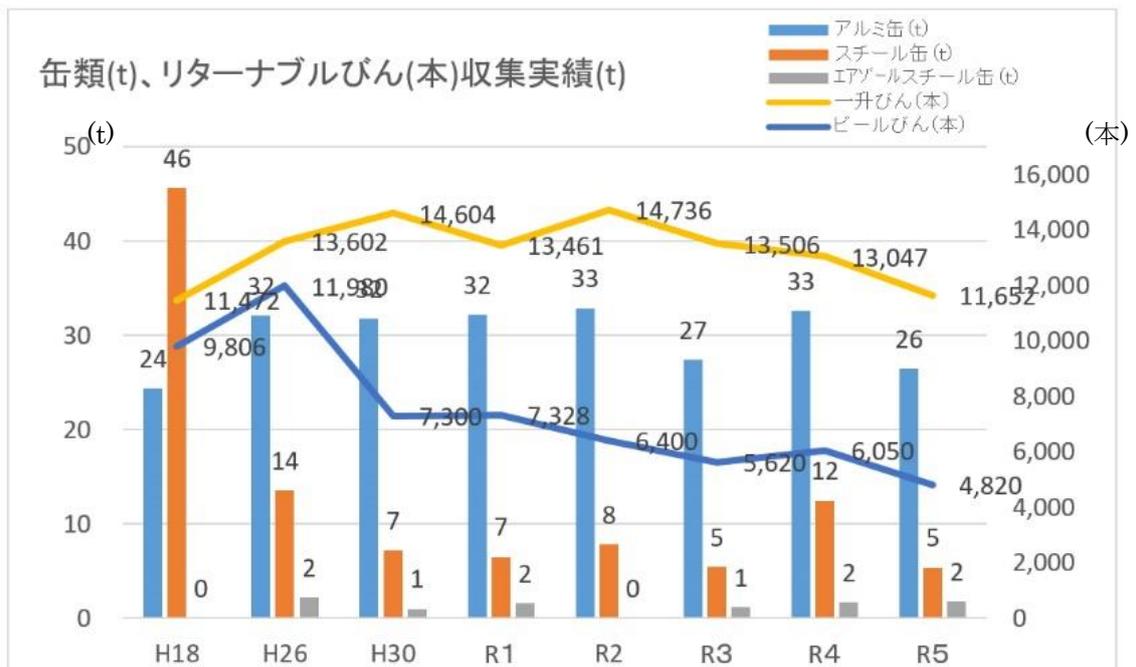
(2) 古紙・古布 (t)

古紙・古布は買取業者へ引渡していますが、新聞紙、雑誌が減少傾向です。



(3) 缶類、リターナブルビン

缶類(アルミ缶、スチール缶、エアゾールスチール缶)は買取業者へ引渡して、業者で再生されます。リターナブルビンについても専門業者へ引渡しを行います。



第4章 計画の目標

平成25年12月に作成されました別杵速見地域循環型社会形成推進地域計画（第二期計画）においては、家庭系一般廃棄物を平成27年度に比較して、平成31年度は、-4.4%の目標を掲げています。別杵速見地域循環型社会形成推進地域計画（第一期計画）の減量目標を達成できるようごみ減量を推進します。

年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	6,497	6,483	6,469	6,456	6,449	6,442	6,435	6,427	6,420	6,413	6,406	6,399	6,392	6,385	6,378
実績値	6,934	6,886	6,904	6,885	7,134	6,909	6,931	6,707	6,423						

1. もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ

1日1人あたりのごみ排出量でも、全国・大分県平均と別杵速見地域広域市町村圏事務組合を構成する別府市、日出町を下回っていますが、今後さらなる減量化を進めるために下記の推進を行います。

①もやすごみ

生ごみ減量のため水切りの推進に努めます。

②もやさないごみ

さらに分別徹底の啓発を行い、缶類・びん類・古紙の資源化を推進します。

③資源ごみ

さらなる分別の徹底により、古紙及び容器包装の資源化の推進を行います。

第5章 検討事項

1. もやすごみの減量化について

- ①もやすごみに含まれる水分の減少（水切り）運動に取り組みます。
- ②適正な分別の周知。

2. 資源ごみの分別徹底について

- ①杵築市では現在、缶類（スチール、アルミ、スチールエアゾール缶）・資源びん・（一升びん・ビールびん等のリターナブルびんは別途収集）・ペットボトル・古紙の3品目を指定ごみ袋対象品目とし、それぞれ別の袋で排出するよう指導しています。
今後も杵築市民の意識向上や周知が徹底に努めていきます。

3. もやさないごみの減量化について

- ①ごみの減量と再資源化等の取組として、各種リサイクル法の周知を行い、もやさないごみの減量に努めます。

4. プラスチックの資源回収について

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行され、市町村にもプラスチックの分別収集と資源化が求められることとなりました。

分別収集については、杵築市、別府市、日出町の2市1町で協議を行うこととしており、分別収集が可能になり次第取り組むこととします。

第6章 その他一般廃棄物の処理に関すること

1. し尿に関すること

し尿については杵築速見環境浄化組合の許可する6業者が処理をしており、杵築市は杵築速見環境浄化組合の協議に参加し、合意事項の計画推進に努めます。

地区	許可業者名	行政区
杵築	有限会社 ふじ環境センター	宮司
	有限会社 杵築衛生社	馬場尾
山香	有限会社 山香衛生社	住吉
	有限会社 昭和衛生社	日出町
大田	諸富環境衛生社	石丸
	有限会社 広域清掃社	石丸

2. 事業系ごみについて

事業系ごみについては、一時的に減少傾向でしたが、平成26年度頃から増加傾向にあります。原因については、まだわかっていませんが、2市1町において、多量排出事業者があった場合には指導を行い、また広く広報活動を行い排出抑制へとつなげていきます。

3. 不法投棄に関すること

平成19年度に策定した杵築市不法投棄防止条例で定められたことを遵守します。また、現在大きな問題となっている廃プラ汚染は、不法投棄(ポイ捨て)が大きな原因と考えられこれについても対応していきます。

具体的には次のような方法で対処・処理します。

- (1) 大分県プラスチック・スマート推進協議会へ参加します。
- (2) ごみ等をみだりに投棄した者に対し現状回復を命じます。
- (3) 不法投棄と認められる事実を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応します。
- (4) 清掃活動又は不法投棄防止に関する活動を行う市民及び団体に対し、その活動を支援するように努めます。(ボランティア袋の支給・ボランティアごみの収集)
- (5) 不法投棄多発箇所については、看板の提供及びパトロールの重点地域とし、再発防止に努めます。

4. 野焼きに関すること

一般廃棄物の焼却は一部例外を除き禁止されています。杵築市では広報誌やCATVによる広報等により周知を行い、適正処理を行うよう努めます。

【参考】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

5. 食品ロスに関すること

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行（令和元年10月1日）を受け、今後、国、県、近隣市町村と協議を行い、食品廃棄量減に向けた施策を推進していきます。

【参考】本計画とSDGsとの関係

◎SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標(ゴール)です。2030年(令和12年)まで長期的な指針として、環境、経済、社会において「世界を変えるための17の目標」が示されました。SDGsは「地球上の誰一人として取り残さない」として、政府・企業・自治体だけではなく、私たち一人ひとりが、未来の世界をより良くするために協力しあうための行動目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【参照】持続可能な開発のための2030アジェンダ(国際連合広報センター)

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

□SDGs に対応する本計画の内容

	<p>関係：「第3章-2 古紙・古布」 古布として回収する古着のうち、一部は海外でリユースされています。</p>
	<p>関係：「第6章-5 食品ロスに関すること」 世界中の人が食べられるだけの食料が生産されているはずなのに、8億人以上の人が飢餓に苦しんでいます。食料の廃棄を見直すだけで救える命があります。</p>
	<p>関係：「第6章-1 し尿に関すること」 し尿とは人間の大小便を合わせた呼び方です。日本は水資源に恵まれた国で、水と衛生分野について非常に高い技術を持っています。</p>
	<p>関係：「本計画のすべて」 持続可能なまちづくりを行う上で、ごみ回収なども含めたインフラの整備や強化、大気汚染などを広げないような取り組み(ごみ焼却時の二酸化炭素の削減等)などが求められています。</p>
	<p>関係：「本計画のすべて」 つくる側と使う側の両方に資源を無駄なく有効に活用していくことが求められています。</p>
	<p>関係：「本計画のすべて」 二酸化炭素の排出量を削減するために、ごみの減量化は必須です。</p>
	<p>関係：「第6章-1 不法投棄防止」 海洋プラスチックの問題は非常に深刻です。不法投棄やポイ捨てされたプラスチックごみ(ペットボトル、ビニール袋、発泡スチロールなど)が、そのまま、または目に見えないくらい小さくなって大量に海に流れ込み、環境や生態系に大きな影響を与えています。</p>
	<p>関係：「本計画のすべて」 ありとあらゆる人たち全員が結束して SDGs に取り組まなければ、1～16までの目標(ゴール)を達成できません。</p>

